

平成18年2月23日

## 秋田県包括外部監査報告書の概要

### 監査の対象

#### 秋田県職員の諸手当について

##### ・選定した理由

人件費は、普通会計の約25%を占めており、中でも諸手当については、民間企業に比べ手厚いとの批判が多いこと、また、他の自治体においても積極的な改革が行われており、秋田県においても見直すことが県民の大きな関心事であると考えたため。

### 監査の視点

地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を求めて行われているか、組織及び運営の合理化に努めて行われているか、また、関係法令に基づき適正に行われているか等に留意し、経済性、効率性、有効性の観点を重視して監査を実施。

### 監査結果と意見

#### 1 監査結果

- (1) 住居手当において、自宅所有者へは打ち切り年限を設け、自宅住居取得資金の金利負担のある者に限る等、廃止を含め、支給のあり方を見直しされたい。
- (2) 勤勉手当においては、適正な人事評価制度を設けた上で人事評定を成績率に反映させるべき。その際、職員の業務に対する積極性を引き出せるよう考慮する必要がある。
- (3) 用地交渉等手当において、同一日に2カ所の用地交渉したものを2日分として集計した不適切な事務処理があった。  
また、特に困難な場合に限定して支給されたい。
- (4) 警察職員手当のうち犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕若しくは護送等の作業に関する手当については、支給対象業務を精査し、日額化も含めて支給方法を見直しされたい。
- (5) 教職調整額については、指導力不足教員に認定され学校勤務しない教員には支給を取りやめられたい。

## 2 意見

### (1) 廃止、または廃止を含めて検討されたい手当

- ・寒冷地手当
- ・県税業務手当（見直しされたい手当にも記載）
- ・知的障害児等指導補助業務手当、潜水手当、火薬類取締手当、温室内作業手当、早出勤務手当の支給額が僅少な手当
- ・放射線取扱手当
- ・病虫害防除手当
- ・用地交渉等手当
- ・講師手当
- ・警察職員手当（電話交換作業、道路において行う運転免許技能試験作業、術科指導作業）
- ・農林漁業普及指導手当
- ・義務教育等教員特別手当

### (2) 見直しされたい手当

- ・特勤手当の認定基準の限定、支給対象の限定、へき地手当の支給水準の大幅な見直し
- ・県税業務手当の管理職及び税務課職員への手当の廃止、地域振興局県税課職員への手当の減額
- ・職業訓練手当の支給率引き下げと管理職手当との併給廃止
- ・特殊現場作業手当の支給対象縮小
- ・ダム管理・建設業務手当の作業内容による日額化
- ・警察職員手当（留置管理作業）の支給単価見直し
- ・教職調整額の学校勤務でない管理主事への支給取りやめ、給料月額と合わせて支給水準の見直し
- ・定時制通信教育手当の支給水準の大幅な見直し
- ・産業教育手当の支給対象教科と支給水準の大幅な見直し
- ・企業業務手当の支給業務の限定と日額化

( 3 ) その他手当のあり方についての提案等

時間外手当

知事部局においては、時間外勤務の縮減に関する指針の6(2)及び(3)について、適時・適切に運用するとともに、業務の再配分や応援体制のあり方を具体的に検討されたい。

警察本部においては、今後とも時間外勤務の縮減について方策を講じられたい。管理的立場である職員には、管理職手当の支給対象にすることも検討されたい。

管理職手当

現在、主幹を対象としている管理職手当を、組織の実質的管理者である班長を対象とするよう変更されたい。

諸手当の改定について

総務省から、諸手当の見直しを要請されているところでもあり、世論や先進的な他の地方公共団体の動向を踏まえるとともに、地域の水準を考慮して、手当の改定を行われたい。